条第１項若しくは第９項」に改め、同表収用等に伴う代替資産を取得した場合等の課税の特例の項中「又は第８項」を「又は第９項」に、「同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄」を「同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄」に、「別表十三（四）「29」」を「別表十三（四）「33」」に、「同表「31」」を「同表「36」」に、「第64条第８項」を「第64条第９項」に改め、同表換地処分等に伴う資産を取得した場合の課税の特例の項中「別表十三（四）「38」」を「別表十三（四）「43」」に、「同表「44」」を「同表「49」」に、「又は第８項」を「又は第９項」に、「同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄」を「同表「27」又は「30」の欄の金額を超える場合には、これらの欄」に、「別表十三（四）「29」」を「別表十三（四）「33」」に、「同表「31」」を「同表「36」」に、「第64条第８項」を「第64条第９項」に、「別表十四（五）「18」」を「別表十四（六）「18」」に改め、同表収用換地等の場合の所得の特別控除の項中「又は租税特別措置法施行令第39条の３第６項」を「、租税特別措置法施行令第39条の３第６項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の３第６項」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

令和３年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号）	00551
第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	00363
令和３年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号）	00236

を

第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	00363

に、

令和３年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号）	00555
第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	00369
令和３年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号）	00255

を

第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	00369

に、「別表十三（五）「33」」を「別表十三（五）「34」」に、「同表「35」」を「同表「36」」に改め、同表平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の項中「第66条の２第１項又は第７項」を「令和４年旧措置法第66条の２第１項若しくは第７項又は令和２年改正前措置法第66条の２第１項若しくは第７項」に改め、同表認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の項を次のように改める。

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例	第66条の11の４第１項	00674	法規別表七（一）付表五「12の計」の欄の金額
	第66条の11の４第３項	00685	法規別表七（二）付表五「35の計」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の項の次に次のように加える。

銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例	第66条の11の５第１項	00686	法規別表七（一）「４」の欄の金額のうち、当該事業年度開始の日の10年前の日前に開始した事業年度に係るものの合計額
	第66条の11の５第２項	00687	法規別表七（一）「４の計」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例の項中「別表八（一）「38」」を「別表八（一）付表一「28」」に、「同表「43」」を「同表「33」」に改める。

様式第二の記載要領第一号中「法人税法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法」に改め、同第四号中「次の表の租税特別措置法」を「次の表の令和２年改正前措置法」に改め、同号の表中「租税特別措置法の」を「令和２年改正前措置法の」に改め、同表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。